

# 書類課からのお知らせ

急遽

いつも JU 東京への温かいご協力に心より感謝申し上げます。

緊急事態宣言再発令を受け

**1月11日AAより5月24日AA迄**

書類の有効期限を延ばします。(前回の緊急事態宣言時と同様扱いと致します)

通常は AA 開催日から翌月末迄の期限もしくは J U 東京特別規約により書類受付時から 1 ヶ月以上の期限が必要でしたが緊急事態宣言が再発令されました事を受けまして J U 東京と致しましても上記 A A 開催日迄書類有効期限の特別対策を実施致します。(令和 2 年 10 月 8 日から令和 3 年 4 月 8 日発行されたものは令和 3 年 7 月 8 日をもって満了するものとする)

※名義変更期限は通常通りですのでご注意ください。(出品票記載の名変期限が有効)

会員の皆様におかれましてはご理解頂きます様お願い申し上げます。